

呉工業高等専門学校 同窓会 会則

制 定 昭和44年3月18日
最終改正 平成25年11月2日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、呉工業高等専門学校同窓会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、呉工業高等専門学校(以下「母校」という。)の発展とあわせて、社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一 会員相互の連絡
二 会報、会員名簿の作成ならびに発行
三 母校との連絡ならびに協力
四 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(本部、支部)

第4条 本会は、本部を母校内に置く。
2 本会は、必要に応じ、理事会の承認をえて支部を置くことができる。
3 支部に関することは別にこれを定める。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
一 正会員
ア 母校を卒業した者全員
イ 理事会の承認をえた者
二 准会員
母校に入学した者全員
三 特別会員
ア 母校の転任教官
イ 母校の関係者で理事会の承認をえた者
四 除名
本会の目的に好ましくない者は、理事会の承認をえて除名できる。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。
一 名誉会長 1名
二 会長 1名
三 副会長 4名
四 理事 若干名
五 監査 2名
六 顧問 若干名

(役員を選出)

第7条 名誉会長は、校長を推す。
2 会長、副会長、理事および監査は、正会員の互選によりこれを選出する。
3 顧問は、理事会の承認をえて、会長が任命する。

(役員任期)

第8条 役員任期は選任された定時総会の次年度の4月1日から3年後の3月31日までとする。
ただし、欠員を生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は再任を妨げない。

(役員任務)

第9条 名誉会長は、会長の諮問に応ずる。
2 会長は、本会を代表し、任務を統理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
4 理事は、理事会を構成して、業務執行に関する重要事項の審議および会務を分掌する。
5 監査は、本会の会計および会務執行の状態を監査する。
6 顧問は、会議に参加して、その諮問に応ずる。

第4章 会議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会および理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、通常総会および臨時総会とし、会長が招集する。
2 総会の議長および副議長は、総会に出席した正会員のうちから選出する。

(総会の開催)

第12条 通常総会および懇親会は3年に1回開催する。
2 臨時総会は、次の場合に開催する。
一 会長が必要と認めたとき。
二 理事会が必要と認めたとき。
三 正会員の3分の1以上が、会議の目的および事項を示し、その開催を請求したとき。

(総会の通知)

第13条 総会の目的、期間および場所等は、開催2週間前までにこれを全員に通知しなければならない。

(総会の成立)

第14条 総会は、正会員総数の50分の1以上をもって成立する。
ただし、委任状の提出者は、出席者とみなす。

(総会の審議事項)

第15条 次の事項は、通常総会に付議し、その承認をうけなければならない。
一 会則の制定および改廃
二 事業報告および収支決算
三 事業計画および収支予算
四 その他の重要事項

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、出席した正会員(委任状による出席は除く)の過半数の同意がなければならない。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(理事会)

第17条 理事会は、会の運営上必要と認める事項を審議する。
2 会長は、理事会を招集し議長となる。

(理事会の開催)

第18条 通常理事会は、毎年2回開催する。
2 臨時理事会は、次の場合に開催する。
一 会長が必要と認めたとき。
二 理事の過半数が要求したとき。

(理事会の定数、議決)

第19条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は、出席とみなす。
2 理事会の議決は、多数決による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第5章 会計

(経費)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第21条 会費は、終身会費として、入会と同時に納めなければならない。

第22条 終身会費は10,000円とする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付 則 この会則は、昭和44年3月18日から施行する。
付 則 この会則は、昭和51年1月2日から施行する。(この改正は、昭和51年1月2日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、昭和54年4月1日から施行する。(この改正は、昭和54年1月2日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、昭和58年1月2日から施行する。(この改正は、昭和58年1月2日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、平成元年8月14日から施行する。(この改正は、平成元年8月14日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、平成5年1月3日から施行する。(この改正は、平成5年1月3日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、平成8年1月3日から施行する。(この改正は、平成8年1月3日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、平成17年1月3日から施行する。(この改正は、平成17年1月3日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、平成23年1月3日から施行する。(この改正は、平成23年1月3日の総会で決定したものである。)
付 則 この会則は、平成25年11月2日から施行する。(この改正は、平成25年11月2日の総会で決定したものである。)